相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区南堀江四丁目二二番地、最後の住所神戸市長田区上池田六丁目五番三一号　被相続人　亡　**西田惠美夫**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

神戸市長田区若松町三丁目三番二―九〇四号、事務所神戸市垂水区川原二丁目一番一六号谷本ビル二〇一号　ふくだ司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　荒木由記子

（職務上の氏名福田由記子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市岬町一七八番地、最後の住所神戸市長田区北町三丁目三番地　長田ケアホーム　被相続人　亡　**中里ふさゑ**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

神戸市**中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所**

相続財産管理人　弁護士　野上真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市八雲町西岩坂一七一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石倉ハツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

事務所島根県松江市学園南二丁目二番八号　キムラビル一階

相続財産管理人　弁護士　小西　碧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市美土里町本郷四二八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　益田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

事務所広島市中区上八丁堀五番二七号アーバンビュー上八丁堀六〇二

相続財産管理人　弁護士　仲田　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県光市室積七丁目二七七番地、最後の住所山口県光市室積七丁目一二番一号　被相続人　亡　小林　昭吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

山口県光市大字浅江九五五番地一一

相続財産管理人　石丸　志伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市国分町一〇三九番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福田**初**太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

事務所福岡県久留米市城南町二一一―九法務会館ビル四階C　江上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　江上　武幸

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年九月十六日

一、墳墓等所在地　長崎県島原市桜町九六六

一、墳墓等の名称　淨源寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　鈴木家之墓、安藤家累代之墓、種村氏之墓

一、改葬を行おうとする者　長崎県島原市桜町九六六　淨源寺　住職　三浦　唯正

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十六年三月十日、大阪地方裁判所（平成二十六年（ヒ）第一六号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

大阪府寝屋川市高柳栄町六番一号

株式会社西村電器商会

代表清算人　弁護士　加藤　清和

連絡先　大阪市北区堂島浜一丁目一番五号　大阪三菱ビル六階　梅田総合法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成十六年八月二十八日付破産廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年六月十二日、大阪地方裁判所（平成二十七年（ヒ）第六三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

大阪府交野市倉治六丁目一四番一三号

株式会社木幸商店

清算人　弁護士　山崎　道雄

連絡先　大阪市北区中之島二丁目二番二号　大阪中之島ビル八階小松法律特許事務所

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型企業年金制度は企業年金基金へ移行することにより、平成二十七年七月一日、厚生労働大臣により終了の承認があったものとみなされましたので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

福岡県北九州市戸畑区大字戸畑四六四四番地二四号

日鉄住金物流八幡株式会社企業年金制度

清算人　清田　大介

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年９月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社東京プロペック　②東京都知事(2)90420　③代表取締役　相庭泰男　④東京都町田市成瀬台３丁目２番地10　株式会社東京プロペック　代表取締役　相庭泰男

①株式会社大都エイジエンシー　②大阪府知事(2)54486　③代表取締役　間口徹　④大阪府大阪市港区築港３丁目６番５号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市港区築港３丁目６番５号　株式会社大都エイジエンシー　代表取締役　間口徹